



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔政 令〕

○ 予防接種法施行令の一部を改正する  
政令 (三二)

〔省 令〕

○ 予防接種法施行規則及び予防接種実  
施規則の一部を改正する省令  
(厚生労働三四)

本号で公布された  
法令のあらまし

◇ 予防接種法施行令の一部を改正する政令 (政令  
第三二号) (厚生労働省)

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を  
受ける努力義務に関する予防接種法の規定につ  
いて、妊娠中の者及びその保護者に対しては、  
適用しないこととした。
- 2 この政令は、公布の日から施行することとし  
た。

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年二月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三十一号

予防接種法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号) 附則第七条第四項の規定に基づき、この政令  
を制定する。

予防接種法施行令 (昭和二十三年政令第九十七号) の一部を次のように改正する。  
附則第五項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種  
に関する特例」を付し、同項の次に次の二項を加える。

6 法附則第七条第二項の規定により適用する法第九条第一項の規定は、妊娠中の者に対しては、適  
用しない。

7 法附則第七条第二項の規定により適用する法第九条第二項の規定は、前項に規定する者の保護者  
に対しては、適用しない。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 菅 義偉

○ 厚生労働省令第三十四号

予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号) 第十一条、附則第七条第一項並びに同条第二項の規定  
により適用する同法第七条及び第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実  
施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令  
(予防接種法施行規則の一部改正)

第一条 予防接種法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第三十六号) の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
附則 第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚 生労働省令で定めるワクチンは、コロナウ イルス修飾ウリジンRNAワクチン (SA RS-CoV-2) とする。	附則 (新設)